

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県食品衛生法施行細則（抜粋）

高知県食品衛生法施行細則（抜粋）

（書類の提出）

第2条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により提出する書類は、正本1通及び副本1通とし、営業施設の所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、法第56条第2項（法第57条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第57条第1項若しくは第58条第1項、政令第5条第2項、省令第67条、第71条若しくは第71条の2、条例第6条又は第10条第1項の規定により提出する書類にあつては、正本1通を営業施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

（書類の提出）

第2条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により提出する書類は、正本1通及び副本1通とし、営業施設の所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、法第56条第2項（法第57条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第57条第1項若しくは第58条第1項、政令第5条第2項、省令第67条、第71条若しくは第71条の2、条例第6条又は第10条の規定により提出する書類にあつては、正本1通を営業施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

（営業許可証の交付）

第9条 条例第5条第1項の規則で定める営業許可証（以下「営業許可証」という。）は、国準拠様式によるものとする。

（営業許可証の交付）

第9条 条例第5条第1項の規則で定める営業許可証（以下「営業許可証」という。）は、国準拠様式によるものとする。

2 知事は、法第55条第1項の営業の許可をしたときは、営業許可証を交付するものとする。

2 知事は、法第55条第1項の営業の許可をしたときは、営業許可証を交付するものとする。

（営業許可証の書換え交付）

第9条の2 法第56条第2項又は省令第71条の規定による届出をした者は、知事が別に定めるところにより営業許可証の書換え交付を申請することができる。

（営業許可証の再交付）

（営業許可証の再交付）

（営業許可証の再交付）

第10条 法第55条第1項の営業の許可を受けた者は、営業許可証を紛失し、又は毀損したときは、別記第3号様式による営業許可証

（営業許可証の再交付）

第10条 法第55条第1項の営業の許可を受けた者は、営業許可証を紛失し、又は毀損したときは、別記第3号様式による営業許可証

再交付申請書を提出して営業許可証の再交付を申請することができる。ただし、営業許可証を毀損したときは、その毀損した営業許可証を添えなければならない。

2 前項の場合において、営業許可証の再交付を受けた後、紛失した営業許可証を発見したときは、速やかにこれを当該営業許可証を交付した保健所長に返納しなければならない。

第11条 知事は、前条第1項の規定に基づき営業許可証を再交付するときは、再交付の文字及び再交付年月日を当該営業許可証に記入して交付するものとする。

(営業の譲渡、相続、合併又は分割による許可営業者又は届出営業者の地位の承継の届出書等)

第12条 省令第67条の2第1項、第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項に規定する許可営業者の地位の承継の届出書は、国準拠様式によるものとする。

2 法第57条第2項において読み替えて準用する法第56条第2項の規定による届出営業者の地位の承継の届出は、国準拠様式によりしなければならない。

再交付申請書を提出して営業許可証の再交付を受けることができる。

第11条 知事は、前条の規定に基づき営業許可証を再交付するときは、再交付の文字及び再交付年月日を当該営業許可証に記入して交付するものとする。

(相続、合併又は分割による許可営業者又は届出営業者の地位の承継の届出書等)

第12条 省令第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項に規定する許可営業者の地位の承継の届出書は、国準拠様式によるものとする。

2 法第57条第2項において読み替えて準用する法第56条第2項の規定による届出営業者の地位の承継の届出は、国準拠様式によりなければならない。